

赤情審第32号  
平成26年12月24日

赤磐市教育委員会  
教育長 杉山高志様

赤磐市情報公開不服審査会

会長 岡田雅夫

赤磐市情報公開条例（平成17年赤磐市条例第8号）第17条の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成26年11月12日付け、赤中図第19号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

「赤磐市図書館協議会委員名簿」に係る部分開示決定に対する不服申立てに  
ついての諮問

答 申 第 9 号  
平成26年12月24日  
(諮問第9号)

## 答 申

### 1. 審査会の結論

赤磐市教育委員会教育長が、「赤磐市図書館協議会委員名簿」について部分開示とした決定は、妥当である。

## 2. 異議申立ての経緯

本件異議申立人（以下「異議申立人」という。）は、平成26年10月24日付けで、「赤磐市図書館協議会H25、H26年メンバー表」、「H25、H26議事録、資料」、「H26視察の目的、メンバー、結果報告」及び「視察至る経過」について開示請求を行った。

実施機関は、請求に係る公文書を別記1のとおり特定した上で、「赤磐市図書館協議会委員名簿（平成25年度・平成26年度）」（以下「本件公文書」という。）のうち一部の委員（地域代表者）の郵便番号、住所及び電話番号（以下「本件不開示部分」という。）については、個人に関する情報であるとして、本件不開示部分を除く部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。その後、異議申立人は、本件処分を不服として、平成26年11月11日付けで異議申立てを行ったものである。

## 3. 異議申立人の主張の要旨

### （1）異議申立ての趣旨

「赤磐市教育委員会は異議申立人の「赤磐市図書館協議会委員名簿」に係る公文書公開請求についての部分決定処分を取り消し公開すべきである。」というものである。

### （2）異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、おおむね次のとおりである。

図書館協議会委員は図書館法で任命された委員であり、学識経験者4名、地域代表であるから、市民に公開すべきである。

#### 4. 実施機関の説明の要旨

実施機関の主張する不開示の理由は、不開示理由説明書によると、次のとおりである。

本件不開示部分は、記述により特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第2号に該当する「個人に関する情報」であるとともに、同号中の例外措置であるアからウにも該当しないと認められるため。

#### 5. 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 26 年 11 月 14 日	実施機関から諮問書を受理
平成 26 年 11 月 14 日	実施機関に不開示理由説明要求書の送達
平成 26 年 11 月 20 日	実施機関から不開示理由説明書を受理
平成 26 年 11 月 21 日	異議申立人に不開示理由説明書を送達し、意見書の提出を要求（提出なし）
平成 26 年 12 月 17 日	審議
平成 26 年 12 月 24 日	答申

## 6. 審査会の判断

### (1) 審査会の審議事項について

審査会は、本件不開示部分について、実施機関の主張する条例第7条第2号の該当性を検討した。

### (2) 本件公文書について

本件公文書は、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条及び第16条並びに赤磐市立図書館条例（平成19年赤磐市条例第26号）第11条の規定により設置される赤磐市図書館協議会（以下「協議会」という。）の平成25年度及び平成26年度の委員名簿である。

### (3) 赤磐市図書館協議会委員について

本件公文書に係る協議会の委員は、学識経験者4名と、市内の公立保育園、幼稚園、小学校及び中学校の代表者4名の計8名で構成されている。

このうち、学識経験者は、山陽、赤坂、熊山、吉井の各地域にそれぞれ住所を有しており、地域代表の性格を併せ持っている。

### (4) 不開示情報該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」又は「ウ

当該個人が公務員（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ア 条例第7条第2号本文該当性について

本件不開示部分は、個人の郵便番号、住所及び電話番号であり、特定の個人を識別できる情報である。また事業を営む個人の当該事業に関する情報ではないから、条例第7条第2項本文に該当する。

イ 条例第7条第2号ただし書ア該当性について

条例第7条第2号ただし書アに規定している「法令等の規定により、又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるようにされている情報や、公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上、個人の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる情報をいうところ、本件不開示部分はその閲覧を認める法令等又は慣行は存在しないから、この規定には該当しない。

ウ 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

条例第7条第2号ただし書イに規定している「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることがより必要であると認められる情報」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益を比較衡量し、後者が優越する場合をいう。本件不開示部分については、開示することにより保護される利益が人の生命、健康、生活又は財産である事情は見当たらないから、この規定には該当しない。

エ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性について

協議会は、図書館法及び赤磐市立図書館条例の規定により設けられたものであり、その委員は非常勤であるから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号の規定により特別職の地方公務員となる。したがって、協議会の委員は条例第7条第2号ただし書ウにいう「公務員」である。

しかしながら、本件不開示部分は当該委員の自宅の郵便番号、住所、電話番号であり、当該委員としての職務の遂行に係る情報とはいえないから、この規定には該当しない。

以上のことから、本件不開示部分は、条例第7条第2号本文に該当し、かつ、同号ただし書に該当しないから、本件処分は、妥当である。

なお、異議申立人は、学識経験者の委員は地域代表であるから、その情報は市民に公開すべきであると主張しているが、地域代表であることを理由として不開示情報を公開する条例の規定は存在しないから、当該主張は採用できない。

(5) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1. 審査会の結論」のとおり判断する。

赤磐市情報公開不服審査会

会 長	岡 田 雅 夫
副会長	山 本 賢 昌
委 員	高 畑 知 功

## 別記1

- ・赤磐市図書館協議会委員名簿（平成25年度・平成26年度）
- ・平成25年度第1回赤磐市図書館協議会提出資料及び議事録
- ・平成25年度第2回赤磐市図書館協議会提出資料及び議事録
- ・平成26年度赤磐市図書館協議会提出資料及び議事録
- ・平成26年8月19日実施、赤磐市図書館協議会指定管理者制度の導入検討に関する視察資料および視察終了後の意見交換会議事録
- ・平成26年5月1日決裁「指定管理者制度の導入に関する視察について」（伺い）
- ・平成26年5月29日決裁「指定管理者制度の導入に関する視察について」（復命）
- ・平成26年5月27日決裁「指定管理者制度の導入に関する視察について」（伺い）
- ・平成26年6月14日決裁「指定管理者制度の導入に関する視察について（復命）」
- ・平成26年7月10日決裁「図書館協議会委員および関係者による指定管理者制度の導入の検討に係る視察について」（伺い）
- ・平成26年9月2日決裁「図書館協議会委員および関係者による指定管理者制度の導入の検討に係る視察について（復命）」